# 辰野町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成 30 年 12 月 6 日(水)午前 9 時 30 分から午前 時 分
- 2. 開催場所 役場 2 階第 7 8 会議室
- 3. 出席委員(13人)

会長 1番 有賀 勝英

会長職務代理者 2番 宮原 光平

委員 3番 原 美子

4番 宮澤 依子

5番 中村 良治

7番 新村 幸子

推進委員 中村 脩司

小澤 清之

中條 清春

栗林 秀樹

漆戸 裕司

古村 孝

- 4. 欠席委員(1人) 小島 敏雄
- 5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

<農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農地法の規定に基づく許可の取消について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

- 6. その他
- 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一/瀬 敏樹

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志

書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

# (開会)

<宮原職務代理>

あらためておはようございます。12 月度の農業委員総会を開会いたします。よろしく お願いします。

# (会長あいさつ)

<有賀会長>

どうもおはようございます。

<東洋エクスプレス 板倉さんより研修旅行の件について>

# (議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

7番の新村委員さんと3番の原委員さん、お願いいたします。

#### (議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく お願いします。

# 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1~2番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、2番は譲受人が同じでありますのであわせてご説明させていただきます。 譲渡人は現在名古屋市に住宅があり帰郷の予定がないため、休耕となっている 申請地を親戚である2名の譲受人へそれぞれ所有権を移転し、耕作・管理・保 全を行いたい計画です。

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。 名古屋市千種区若水…丁目…番…にお住まいのAさんが所有いたします、大字小野字町裏…番…、地目は畑、面積514㎡を、辰野町大字小野…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。 この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は40アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏と2枚目の表をご覧ください。

名古屋市千種区若水…丁目…番…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野字大庭…番…、地目は畑、面積1590㎡

大字小野字大庭…番…、地目は畑、面積1377㎡

大字小野…番、地目は田、面積1592㎡

大字小野字にれ沢…番、地目は田、面積161m<sup>2</sup>

大字小野字にれ沢…番…、地目は田、面積1175㎡ 計5筆、5895㎡を、

辰野町大字小野…番地にお住まいのCさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は140アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

こちらの2件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただい ております。

#### <中村委員>

#### <有賀会長>

この件について何かございますでしょうか? なければ挙手をお願いします。(全員 挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

#### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1~4番朗読】

# <唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏を、配置図は3枚目の表をご覧ください。

岐阜県可児市桜ヶ丘…丁目…番地にお住まいのDさんが所有いたします、大字伊那富…番…、地目は田、面積288㎡を、諏訪郡下諏訪町社…番地…にお住まいのEさんが譲り受け、住宅敷地(駐車場)の拡張をするための申請でございます。

譲受人はこのたび申請地および隣接する宅地の購入し、飲食店の開業を予定しておりますが、既存の宅地だけでは手狭なため申請地を来客用10台分の駐車場としたい計画であります。既存の宅地とあわせた全体面積は839.04㎡となります。

申請地は前所有者が駐車場として利用しておりましたが、転用の許可が得られておりませんでした。今後も引き続き駐車場としての利用を予定していることから、このたび転用の申請があったものです。追認の許可という形でありますが、適正な手続きにより違反の状態を是正するための申請でありますのでご審議をお願いします。

申請地は、上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m 以内に2つ以上の公共公益的施設、辰野南小学校及び羽北保育園がありますので、農地法第5条2項①ロ(1)第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。また西天竜土地改良区からの同意書も添付されておりました。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

#### < >

# <有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしかったら挙手をお願いします。 (全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

#### <唐澤事務局次長>

2番、3番は譲渡人が同じでありますのであわせてご説明させていただきます。

それぞれの土地の名義は、亡F相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。

2番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の裏を、配置図は4枚目の表をご覧ください。

伊那市西町…番地に所在する、G事務所弁護士Hさんが相続財産管理人となっております、大字伊那富字平蔵…番…、地目は田、面積 454 ㎡を、箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいの I さんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲受人は現在、箕輪町のアパートに住んでおりますが、将来を考え自己の住宅 を建築したい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内でありますので、原則許可で問題ないと判断します。

3番、所有権の移転でございます。地図は4枚目の裏を、配置図は5枚目の表をご覧ください。

同じく、Hさんが相続財産管理人となっております、大字伊那富…番…、地目は畑、面積 585 ㎡を、大字伊那富…番地…にお住まいの J さんが取得し、お子さまの住宅を新築するための申請でございます。

申請地は第1種住居地域の用途地域内でありますので、原則許可で問題ないと判断します。

こちらの 2 件につきましては宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

#### < 委員>

#### <有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしかったら挙手をお願いします。 (全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

# <唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は5枚目の裏を、配置図は6枚目の表をご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのKさんが所有いたします、大字伊那富…番、 地目は田、面積 757 ㎡を、静岡県藤枝市田沼…丁目…番…にお住まいのLさん が取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人のKさんは、農業経営の縮小を検討しておりました。

譲受人のLさんは、申請地に太陽光パネル195枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、Lさんは町外在住でありますが、設備の管理等は業者が代行して行うため、周辺への影響は無いものと考えます。

申請地は、上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共公益的施設、辰野南小学校及び羽北保育園がありますので、農地法第 5 条 2 項①ロ(1) 第 3 種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。また西天竜土地改良区からの同意書も添付されておりました。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

# < 委員>

#### <有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしかったら挙手をお願いします。 (全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

# 【議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可の取消申出書について】

《申し出による許可の取り消しについて説明》 (横内)

#### <唐澤事務局次長>

農地法4条取消でございます。地図は6枚目の裏をご覧ください。

大字辰野…番地…にお住まいのMさんより、大字辰野字堀上…番…、地目は畑、 面積459㎡につきまして取り消しの申し出がありました。

申請地は、平成29年2月7日に太陽光施設用地として農地法4条の許可を得ております。

取り消しの理由といたしましては、転用許可後、周辺住民からの反対により当該土地での太陽光の設置が困難となり別の場所にて事業を実施しております。申請地では今後転用事業が行われる見込みはなく、現在農地として利用されておりますので、申し出による農地転用許可の取り消しに係る事務処理要領の基準に該当し、転用許可を取り消すことはやむを得ないものと思われます。この件につきましては、栗林推進委員、宮原代理に現地をご確認いただいております。

# 【議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計 7 件、11 筆、面積は 15,275 ㎡、詳細は議案書の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

#### その他

- ○農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について(別紙参照) 功績者: 舟橋明美さん、名人: 山口哲史さん
- ○意見書の提出について (別紙参照) 会長、職務代理にて町長へ提出
- ○次期委員の選出について(唐澤事務局次長より別紙にて説明)
- ○遊休農地発生防止・解消対策(えごま)について(別紙資料参照)

○次回委員会開催日:1月8日(火)	午後3時00分から	役場第2会議室
終了後 役場食堂にて新年会		

/	日日	_	١
•	ᄣ	_	- 1
١	ил	$\overline{x}$	,

<宮原職務代理>

以上をもちまして総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

	日	月	年	平成
Ħ		長		会
FI		署名人	養事録署	議
E		艺名 人	主紀写	業